交野市第５次総合計画基本構想　策定方針

１．策定の趣旨

本市では、交野市基本構想条例に基づき、「市に関わるあらゆる事業又は活動の企画立案、実行及び評価の基本的な指針とする構想」を策定し、まちづくりを進めています。

平成 23 年度からスタートした第４次交野市総合計画基本構想「みんなの“かたの”基本構想」では、「あじわい・なりわい・にぎわい　“みん活”でわいわいと　“かたのサイズ”なまち暮らし」を基本理念とし、11 の暮らしの夢の実現を目指して取り組んでいるところです。

現行計画の策定から 10 年が経過する中、少子高齢化や人口減少による影響、大規模災害や感染症への対策、情報通信技術の急速な進歩など、社会の変化が加速化し、行政が対応すべき課題は複雑化しています。

また、市制施行から 50 年を迎える一方、当時に建設された公共施設やインフラの老朽化は進行しており、限られた行政資源を効率的・効果的に活用しながら、これらの変化に対応しつつ、持続的な行政運営を図っていく必要があります。

こうした社会環境の変化を踏まえ、市民や事業者、行政などまちづくりの主体が、改めて目指すべきまちの将来像を共有し、それぞれの強みを生かし協力しながら地域社会の活力を維持していくため、中長期的な新たなまちづくりの指針として「第５次交野市総合計画基本構想（以下、次期計画という。）」を策定します。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「第２期交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和４年度をもって計画期間が終了することを受け、「第３期交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については次期計画に内包又は連動させる形式とし、両計画を一体的に策定するものとします。

２．策定にあたっての考え方

次期計画の策定にあたっては、以下の考え方を踏まえて検討を進めます。

⑴ 地域社会の現状把握と、将来予測に基づく議論

この１０年の少子高齢化・人口減少などの変化を踏まえ、現状と課題の整理を進めるとともに、人口ビジョンなどの将来推計を活用し、まちの将来像を議論します。

⑵ 新たな課題への対応

大規模災害や感染症対策、公共施設やインフラの老朽化対策など、近年取組みの優先順位が高まっている課題やテーマ、また、SDGs や行政 DX の推進など、分野横断的な重要政策に柔軟に対応できる計画とします。

【新たな課題やテーマ】

- ✓ 相次ぐ自然災害の発生
- ✓ 新型コロナウイルスなどの感染症対策
- ✓ 公共施設・インフラの老朽化と再配置
- ✓ ＳＤＧｓの推進
- ✓ 情報通信技術の進歩と行政 DX の推進
- ✓ まちの活力維持のための移住・定住促進、シティプロモーション

⑶ 実効性のある進行管理の仕組み

限られた行政資源を有効に活用し、持続的に行政運営を推進させるための仕組みを取り入れます。

① 基本構想における理念や方向性を実現するため、基本計画において分かりやすい施策体系を構築する。

② 実効性のある進行管理を行うため、施策体系と個別事業との繋がりを整理するとともに、予算管理や財政見通しとの整合を図り、適切な行政評価の仕組みを導入する。

③ 都市計画マスタープランなど、個別行政計画との関係を整理する。

④ 将来に渡る社会経済環境の変化にも柔軟に対応できる計画とする。

⑷ 多様な主体の参画と協働

市民や事業者など、様々なまちづくりを支える主体の声を取り入れるとともに、有識者や市民、団体などから構成される審議会において議論を重ねるなど、時代に即した市民参画・市民協働のあり方を踏まえた計画とします。また、誰にとっても分かりやすく、皆に活用される計画とします。

３．　基本的な構成

次期計画は、市の最上位計画として機能することが求められ、条例に規定される「基本構想の構成等」を踏まえつつ、①基本構想、②基本計画、③実施計画からなる三層構造とします。

基本計画の期間は４年とし、基本構想が示すまちの将来像に向けて、達成状況の確認などの進行管理を行います。

構成	内容	期間	議決	審議会
基本構想	➢ まちの将来像及び総合計画の全体像を示す。 ➢ 基本的な理念や考え方、市のありたい姿及び方向性、計画の仕組みから構成。	12 年	要	要
基本計画	➢ 基本構想の理念を実現するための政策・施策の方向性と体系、目標を示す。 ➢ 基本計画の中に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」部分を位置づける。	４年	－	要
実施計画	➢ 基本計画と整合した具体的事業及び予算を示す。 ➢ 市が毎年度、予算編成とともに作成。	１年	－	－

（総合計画全体像イメージ）

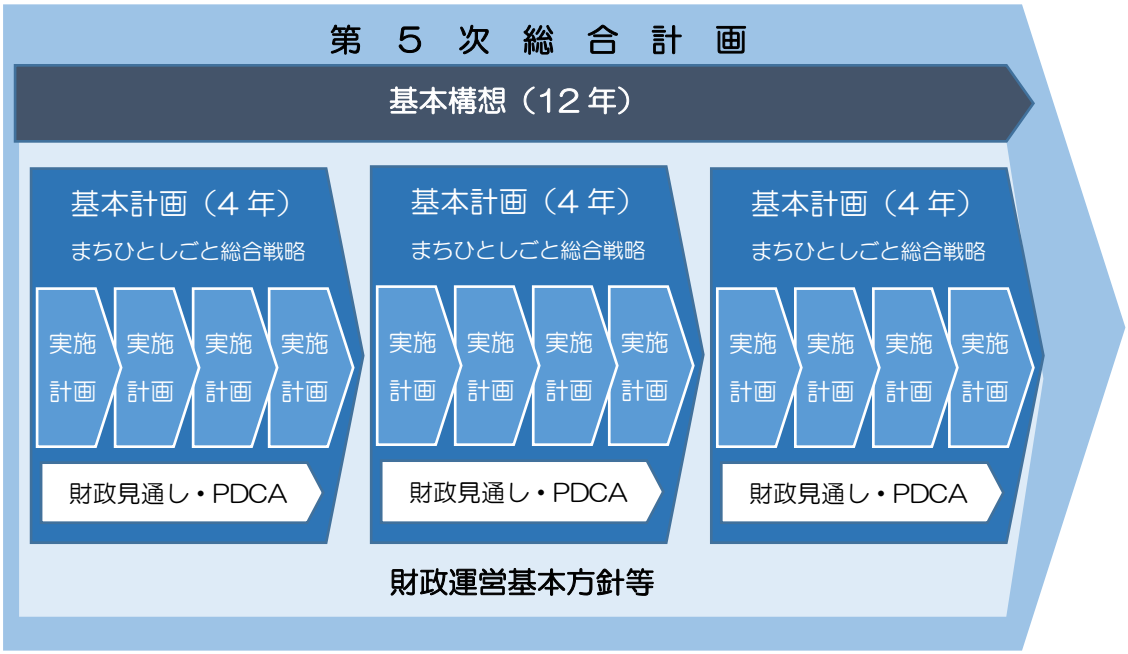

4.　策定体制

条例の規定に基づき、諮問機関として基本構想審議会を設置し、素案等の検討を行うとともに、市民等の意見を反映できるよう、参画機会の確保に取り組みます。

庁内においても、若手職員を含む検討体制の構築と、多様な意見の集約に取り組みます。

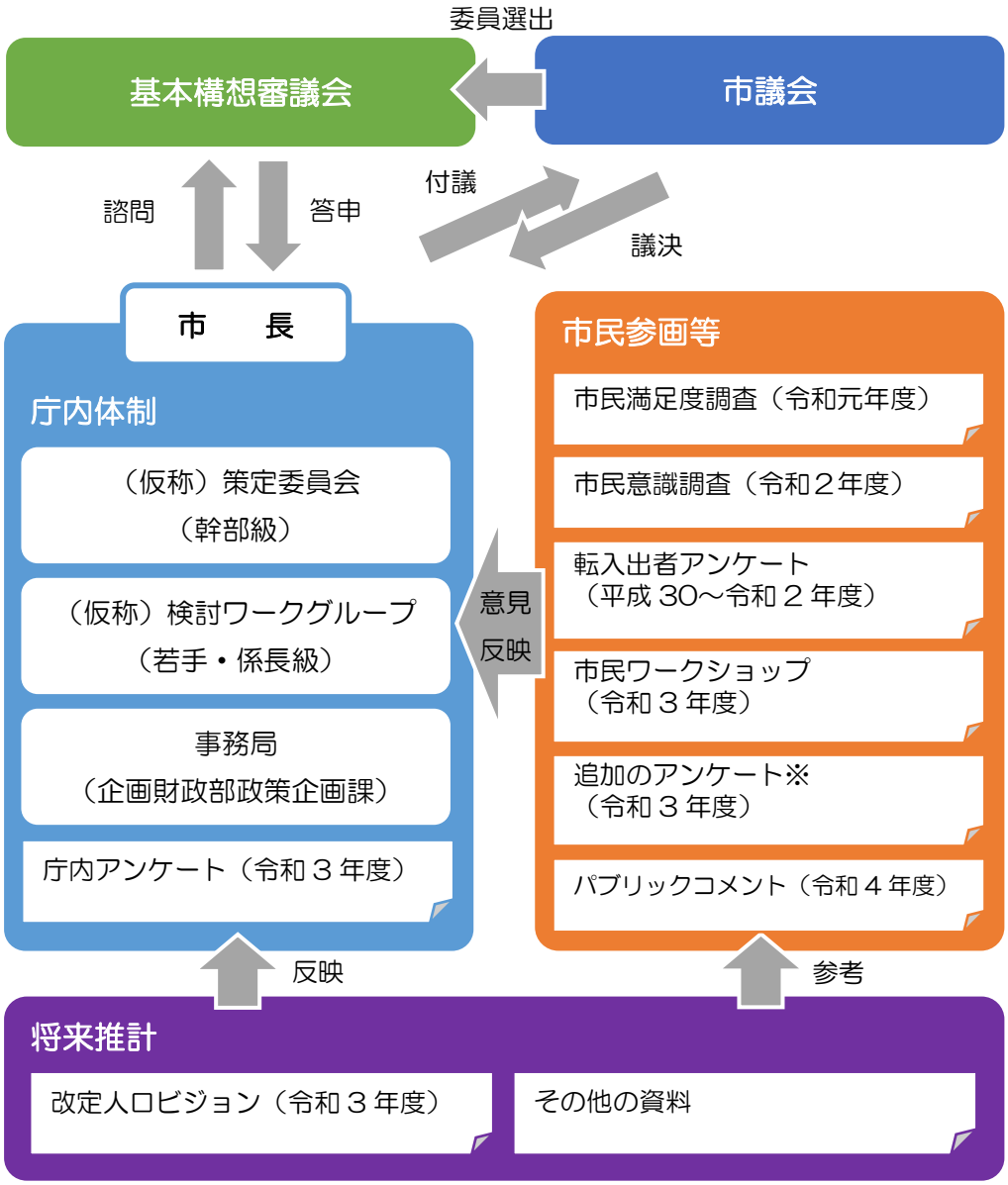

※多様な意見を集約するため、必要に応じて追加のアンケート等を行います。

5．全体スケジュール

別紙（案）のとおり

《参考資料》

１．交野市基本構想条例

(目的)

第１条　この条例は、交野市(以下「市」という。)が、市に関わるあらゆる事業又は活動の企画立案、実行及び評価の基本的な指針とする構想(以下「基本構想」という。)を策定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において「市民等」とは、市内に住み、学び又は働く人及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。

(基本構想の構成等)

第３条　基本構想は、市民憲章を尊重し、市民等が共に担い合って自治を営むために必要な次に掲げるものによって構成する。

(1)　基本的な理念や考え方

(2)　基本的な市のありたい姿及び方向性

(3)　基本的な仕組み

(4)　その他基本的な事項

２　基本構想を定めるときは、議会の議決を経なければならない。

３　基本構想の期間については、基本構想において定めるものとする。

(市民等の関わり)

第４条　市は、基本構想の策定又は見直しを行うときは、十分な期間を持って、多様な手法や機会により市民等がその作業に関わることができるよう努めるとともに、作業内容についての情報を公開するものとする。

(審議会)

第５条　基本構想の策定及び見直し並びに進捗を調査及び審議する機関として、交野市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

２　審議会の設置に必要な事項は、別に条例で定める。

(意見の反映)

第６条　市は、基本構想を案の段階で公開し、市民等の意見を収集して、その提出された意見の反映に努めなければならない。

(期間満了前の見直し)

第７条　市長は、基本構想を期間満了前に見直そうとするときは、相当の理由を付して審議会及び議会と協議を行った上でなければ、その作業に着手してはならない。

(補則)

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

２．交野市基本構想審議会条例（令和３年７月１日施行）

（設置）

第１条　交野市基本構想条例（平成 22 年条例第 27 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、交野市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査および審議するほか、必要に応じ、その進捗について意見交換を行う。

(1)　交野市基本構想（以下「基本構想」という。）に関すること。

(2)　まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第１０条の規定に　よる交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、基本構想及び総合戦略に関し、市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　審議会は、委員 20 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1)　市議会議員

(2)　一般市民等

(3)　学識経験を有する者

(4)　関係機関及び団体の推薦する者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任されることをさまたげない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に、会長および副会長１人を置く。

２　会長および副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。